第九条第三項第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）」を、「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「、預金保険法第百三十九条第二項」を加える。

第二十三条第二号中「第二百十三条第一項から第四項まで」の下に「、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月六日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百号を第百十号とし、第八十二号から第九十九号までを十号ずつ繰り下げ、第八十一号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　（Ｚ）―Ｎ―［三―（二―メトキシエチル）―四・五―ジメチルチアゾール―二（三Ｈ）―イリデン］―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

第一条中第八十号を第八十九号とし、第七十三号から第七十九号までを九号ずつ繰り下げ、第七十二号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　Ｎ―メチルインダン―二―アミン及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十九号とし、第六十八号から第七十号までを八号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五　二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十三号とし、第五十九号から第六十五号までを七号ずつ繰り下げ、第五十八号を第六十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十四　一―フェニル―二―（ピペリジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

六十五　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）オクタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十七号を第六十二号とし、第五十二号から第五十六号までを五号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　Ｎ―（ナフタレン―一―イル）―一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第五十号を第五十四号とし、第四十六号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十八　一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

四十九　二―（二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十六号とし、第四十三号を第四十五号とし、第四十二号を第四十四号とし、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二　二―（三・四―ジクロロフェニル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類

四十三　一―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第二条第五号の表中一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

Ｎ―メチルインダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月六日

防衛大臣　小野寺五典

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額）」に改め、同条第一項中「掲げる」の下に「者の」を加え、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる者　二十一万四千九百円

イ　防衛大学校を卒業した者

ロ　一般幹部候補生試験（大卒程度試験）（自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第三十六条の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を卒業した者又はこれに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格した者

ハ　貸費学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十条の三第一項に規定する貸費学生をいう。次号ハにおいて同じ。）のうち大学を卒業した者

二　次に掲げる者　二十三万五千八百円

イ　防衛医科大学校を卒業した者

ロ　一般幹部候補生試験（院卒者試験）（自衛隊法施行規則第三十六条の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学院（学校教育法に基づく大学院をいう。ハにおいて同じ。）の修士課程若しくは専門職大学院（同法による専門職大学院をいう。）の課程を修了した者又はこれらに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格した者

ハ　貸費学生のうち大学院の修士課程を修了した者

ニ　医科幹部候補生試験、歯科幹部候補生試験又は薬剤科幹部候補生試験（自衛隊法施行規則第三十六条の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学において医学、歯学若しくは薬学の正規の課程（学校教育法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者又はこれに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格し、かつ、医師国家試験、歯科医師国家試験又は薬剤師国家試験に合格した者

第一条第二項を次のように改める。

2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十四万千八百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。

第二条の二第一項及び第二項中「（昭和二十九年総理府令第四十号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、改正後の防衛省職員給与施行規則第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。